

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	フリービット株式会社	コード	3843
提出日	2026/7/8	異動（予定）日	2026/7/23
独立役員届出書の提出理由	社外取締役（独立役員）の一身上の都合による辞任、及び定時株主総会において社外取締役の選任議案が付議されるため		
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	米谷 信彦	社外取締役	○									△	△					有
2	竹田 青滋	社外取締役	○													○		有
3	土岐 英秋	社外取締役	○													○		有
4	松岡 彰洋	社外監査役	○													○		有
5	山口 勝之	社外監査役											○					
6	野崎 由紀子	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	米谷信彦氏は、過去に、当社の主要株主かつ取引先であるアルプスアルパイン株式会社の代表取締役副社長執行役員でありました。	左記のとおり、過去に、当社の主要株主かつ取引先であるアルプスアルパイン株式会社の代表取締役副社長執行役員でありましたが、東京証券取引所の定める「上場管理等に関するガイドラインⅢ5（3）の2」及び当社の独立性判断基準との照査の結果、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定することといたしました。
2		東京証券取引所の定める「上場管理等に関するガイドラインⅢ5（3）の2」及び当社の独立性判断基準との照査の結果、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定することといたしました。
3		東京証券取引所の定める「上場管理等に関するガイドラインⅢ5（3）の2」及び当社の独立性判断基準との照査の結果、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定することといたしました。
4		東京証券取引所の定める「上場管理等に関するガイドラインⅢ5（3）の2」及び当社の独立性判断基準との照査の結果、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定することといたしました。
5	山口勝之氏が所属する西村あさひ法律事務所と当社は顧問弁護士契約を締結しておりますが、取引額は重要な取引に該当する金額ではありません。	
6		東京証券取引所の定める「上場管理等に関するガイドラインⅢ5（3）の2」及び当社の独立性判断基準との照査の結果、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定することといたしました。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。